

契 約 の 内 容

業務名称	日本学生支援機構市谷事務所新館他解体工事設計 意図伝達業務	
業務概要	市谷事務所新館他解体工事に係る設計意図伝達	
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	契約担当官等 の役職	理事長
	契約担当官等 の氏名	吉岡 知哉
	所属する部局 の名称	独立行政法人日本学生支援機構
	所属する部局 の所在地	神奈川県横浜市緑区長津田町4 2 5 9
契約年月日	令和 5 年 6 月 1 4 日	
契約の相手方の名称	株式会社綜企画設計千葉支店	
契約の相手方の住所	千葉県千葉市中央区中央3丁目3-1	
契約金額 (税込み)	2, 8 6 0, 0 0 0 円	
予定価格 (税込み)	2, 9 3 7, 0 0 0 円	
業務場所	東京都新宿区市谷本村町10-7	
業務区分	工事監理	
業務期間	令和 5 年 6 月 1 5 日から 令和 5 年 1 2 月 2 6 日まで	

## 随意契約理由書

1. 業務名：日本学生支援機構市谷事務所新館他解体工事設計意図伝達業務

2. 随意契約の相手方：東京都中央区日本橋蛸殻町1-30-5

株式会社総企画設計

代表取締役社長 原 澄 雄

代理人

千葉県千葉市中央区中央3丁目3-1

株式会社総企画設計千葉支店

支店長 大 石 武 志

3. 随意契約適応法令：契約事務取扱細則第23条第1項第1号

(随意契約によることができる場合)

第23条 会計規定第16条第1項ただし書に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合

4. 当該業務の随意契約に付する理由

本件は、工事請負者に対して設計図書では完全に表現が出来ない性質の情報を補完し、工事請負者との打合せや設計図書を補完する説明図及び詳細図等の作成、設計意図の伝達に係る施工図の確認等を行うものであり設計業務の延長である。

このため、本業務は設計上の責任を明確にし、設計意図を正確に伝えることができるのは、当該工事の建築意匠、構造及び建築設備設計に至る全体の調整を取りまとめを行い設計意図を正確に把握している設計者に限定される。

このことから、本業務は、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）に基づき、随意契約を締結するものである。

令和5年6月 日

独立行政法人日本学生支援機構

施設整備推進室長 棧 敷 晃 弘